

令和 8 年度版

災害が来る前に 防災の準備を

地域防災組織支援事業



【お問い合わせ・お申し込み】

春日井市総務部市民安全課防災担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 (0568) 85-6072

春日井市では、地域の防災行動力の一層の向上を目指して、地域の防災マニュアルを作成した、区・町内会・自治会などに対して、備蓄食料、感染症対策物品などの購入や、マニュアル印刷の費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。

○対象団体

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱に基づく助成を受けている区、町内会又は自治会
- (2) 春日井市自主防災組織資器材貸与要綱に基づく助成事業の交付を受けている自主防災組織
- (3) その他市長が認める団体

○補助要件

対象団体が、地域独自の防災マニュアルを作成し、これに基づいた防災体制などの整備を行い、防災訓練の計画や実施をする必要があります。

※ 既に補助金の交付を受けた団体と、同一のマニュアルを使用した場合は、補助金の交付対象とはなりません。

○補助対象経費

区分	補助金の交付の対象となる物品等
地域防災マニュアルに基づく物品の購入に要する経費	備蓄食料及び保存水（3年以上保存可能なもの） 毛布 簡易トイレ 簡易ベッド 簡易エアーマット 寝袋 間仕切り テント ボディタオル 可搬式発電機 歯磨きシート 液体歯磨き カイロ カセットコンロ ランタン 給水用ポリ容器 マスク アルコール消毒液 体温計 使い捨てグローブ フェイスシールド
地域防災マニュアルの印刷に要する経費	用紙 印刷請負に要した費用

※ 地域防災マニュアルに基づく物品の購入に要する経費については、作成した防災マニュアルに補助対象となる物品の保管場所等が記載されている必要があります。

○補助金の額

補助金の交付は、補助対象経費の2分の1で、5万円を上限とします。また、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

※ 補助金の交付申請は、1年度につき1回です。また、補助金の交付を受けた年度から起算して3年度以内は、交付申請をすることができませんので、今年度申請した場合は令和10年度まで申請ができなくなります。

○申し込み期間

令和8年4月1日（水）から令和8年11月30日（月）まで

○補助金申請手続きの流れ

1 補助金交付申請

所定の交付申請書に次の書類を添えて、申請してください。

- (1) 地域防災マニュアル
- (2) 防災訓練の実施計画書の写し
- (3) 補助対象経費の支出に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費の支出に係る物品のカタログ等（(1)の一部などを印刷する場合は、その印刷原稿）

2 交付決定・購入等

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を行います。交付決定後、申請内容に基づいて購入等を実施してください。

3 実績報告・請求

- (1) 補助事業の実績報告は、購入等がすべて完了した日（事業完了の日）から30日以内又は、令和9年3月15日（月）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次の書類を添えて、請求書と一緒に提出してください。
- (2) 補助対象経費の支出に係る領収書及び明細書の写し
- (3) 補助対象経費の支出に係る物品の写真（地域防災マニュアル印刷の場合は不要です。）
- (4) その他（実績報告の内容により、追加書類を提出していただく場合があります。）

4 補助金の交付

実績報告の内容について審査等を行い、交付決定の内容に適合する場合は、補助金確定通知書を送付するとともに、補助金を交付します。

地域防災組織支援事業補助金 手続きの流れ

